⑷　電子入札について
①　電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則として行わないものとするが、入札参加者側にやむを得ない事情が生じた場合には承諾を得て紙入札方式に変更することができる。
②　電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。
③　電子入札システムに係る運用については、「農林水産省電子入札運用基準標準例（建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務）」（東北農政局ホームページ：http://www.maff.go.jp/tohoku/sinsei/nyusatu/densi.html）によるものとする。
⑸　施工体制確認のヒアリングの実施及び追加資料の提出　施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。追加資料の提出を行わない場合、ヒアリングに応じない場合、追加資料の記載内容が適正でない場合は、入札を無効とすることがある。
⑹　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申込みに係る価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。
⑺　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について
①　予決令第86条に規定する調査（以下「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る公共工事の品質確保、下請業者へのしわ寄せの排除等を図るための対策について（平成18年８月１日付け18経第724号大臣官房経理課長通知）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。
ア　発注者の監督強化　「施工段階における確認マニュアルの一部改正について（平成18年３月31日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）」等に基づき、重点的な工事監督を実施する。
イ　施工体制の点検　施工体制の確保を図るため、施工体制台帳提出時に、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。
ウ　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認する場合がある。なお、下請けに変更が生じた場合は、再提出するものとする。また、「工事現場等における施工体制の点検要領（平成13年４月27日付け13経第180号大臣官房経理課長通知）」、「施工体制点検審査マニュアル（平成15年４月11日付け事務連絡農村振興局設計課施工企画調整室長名）」に基づき、随時、下請けへの支払い状況の調査を実施する。
エ　受注者側技術者の増員について　予定価格が２億円以上の工事で、専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が、低入札価格調査対象工事となった場合、当該業者が東北農政局管内の直轄工事において、本工事の開札を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは開札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、監理技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置するものとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。
ａ　工事成績70点未満の評定を通知された者
ｂ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
ｃ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者
ｄ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者
②　全ての低入札価格調査の対象工事（以下「対象工事」という。）を対象として、次に示す対策を試行的に実施する。
ア　対象工事について、次のａ～ｃの段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。
ａ　施工確認段階
ｂ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
ｃ　下請け契約状況調査における下請け支払い状況の調査段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）
イ　上記⑺の②アに示す文書指示を受けた場合、以降の１年間において東北農政局管内の別の新規工事における総合評価落札方式の加算点等を減点する。
（総合評価落札方式の場合）
１年間にわたり、当該企業の総合評価落札方式に係る加算点を50％減ずる。
（公募型指名競争入札等の場合）
１年間にわたり、当該企業の評価点を３点減ずる。
ウ　上記⑺の②アに示す文書指示の回数が２回に達した場合、東北農政局管内の別の新規工事において、次の入札参加制限を講ずる。
ａ　対象工事が完成検査に合格し完了するまでの間、東北農政局管内の他の新規工事に係る入札参加を制限する。
ｂ　対象工事が２箇年以上にわたる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を受けた場合は、その時点で同様の措置を改めて講ずる。
エ　当該対象工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記⑺の②イと同様の措置を講ずる。
⑻　詳細は、入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Norio Sato, Director General of Tohoku Regional Agricultural Administration Office
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction works for drainage tunnel, Shonai-asahi farm land conservation project
⑷　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 11 : 30 A.M., 26 July, 2012
⑸　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 9 : 30 A.M., 27 August, 2012, in case of submission by document : 9 : 30 A.M., 27 August, 2012, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M., 24 August, 2012
⑹　Contact point for tender documentation : Shun Niizeki Contract Section, Accounting Division, Administration Department, Tohoku Regional Agricultural Administration Office, 3―3―1 Honcho Aoba-ku Sendai city Miyagi Prefecture 980―0014, Japan. TEL 022―263―1111 ex. 4032

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成24年６月18日
支出負担行為担当官
東北地方整備局長　徳山日出男
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　仙台湾南部海岸中浜工区坂元地区北第１復旧工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県亘理郡山元町坂元地先
⑷　工事内容
築堤Ｌ＝494m
盛土Ｖ＝33,600㎥
被覆２ｔブロックＮ＝6,284個
消波Ｌ＝309m
消波４ｔブロックＮ＝1,919個
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成25年３月29日まで
⑹　使用する主要な資機材　盛土材Ｖ＝33,600㎥、被覆２ｔブロックＮ＝6,284個、消波４ｔブロックＮ＝1,919個
⑺　工事実施形態
①　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、契約締結後受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。
なお、本方式の実施にあたっては、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」に基づき行うものとする。